

横浜緑園高等学校 生徒心得

1 高校生活の心構え

- (1) 横浜緑園高校の生徒としての誇りと自覚を持ち、高い知性を有し、豊かな個性と社会性を身につけた、心身ともに健全な人間になることに努める。
- (2) 学習は高校生の本分である。常に自主的な学習に励み、学力の充実に心がける。
- (3) 学校生活は集団生活であることを自覚し、他人の迷惑になることや、集団の秩序を乱すような行為は行わない。
- (4) 常に礼儀と思いやりをもって人と接するように心がける。お互いに人格を尊重し、先生や生徒との間は言うまでもなく、来客に対しても礼を失しないように留意する。

2 登下校・欠席・欠課・遅刻について

- (1) 朝はS H R開始時間の前までに登校する。
- (2) 登下校の際、電車・バスなどの車内や歩行中は、社会の一員としての自覚を持ち、それぞれの場面でのマナーを守り、モラルの伴った行動をする。本校近くの鉄塔は登下校時に使用することは禁止とし、岡津町ふれあい公園前の道は広がって歩かないようにすること。
- (3) 自転車通学を希望する場合はH R担任を通して「自転車通学届」を提出する。また、必ず自転車保険に加入すること。
※ 使用する自転車はよく整備し、記名した上で、決められた駐輪場にとめる。
- (4) 原動機付自転車・自動二輪車・自動車による通学は認めない。病気、ケガなど必要がある場合の家族の送迎は可とするが、事前に連絡をすること。
※ 休祝日・長期休業中や学校行事（校外活動も含む）・部活動の場合も同様である。

「4 校外生活（5）」参照

- (5) 定められた下校時間を守り、下校の際は戸締まり・消灯を励行する。
※ 下校時間：17時（一般生徒）、部活動等の活動は18時半で終了し19時完全下校。
- (6) 欠席・遅刻・早退・欠課・忌引は、事前に保護者がH R担任に届け出用紙または電話等で連絡する。
- (7) 忌引については、担任への連絡により次の期間認められる。

父 母	7日以内
祖父母・兄弟姉妹・同居の曾祖父母	3日以内
伯父伯母・叔父叔母	1日以内

3 校内生活について

- (1) 授業を受ける際は始業のチャイムまでに着席し、教科書・筆記用具等の準備をして待つ。
- (2) 授業に遅刻した場合は欠課とする。 ※授業途中での退室も同様に扱う。
- (3) 定期試験の時間割発表は試験開始日の1週間前とし、それ以後は原則として部活動を停止し、職員室への入室も禁止する。
- (4) 受験にあたっては、不正行為のないようにする。やむを得ない欠席・遅刻等で試験を受けられない場合は、その事実と理由を保護者がH R担任に至急報告し、授業担当者の指示を受ける。
- (5) 所持品は高校生として相応のものとし、高価なものや華美なものを携行しない。特別な理由で携行した場合は、貴重品をロッカーにしまい、必ず施錠して、自己の責任において管理する。また、校内で金銭・物品の盗難・紛失・拾得があった場合は、ただちにH R担任または生活指導担当に届け出る。
- (6) 特別に施設、備品を使用する場合は、事前にH R担任あるいは関係の職員に届け出て許可を得る。
- (7) 誤って器物を破損した場合は、直ちにH R担任あるいは関係の職員に届け出て指示に従う。
- (8) 登校してから下校までは無断で学校外へ出ることは不可とする。
- (9) 無断で授業の欠席はしない。

4 校外生活について

- (1) 風紀上好ましくない飲食店及び娯楽施設には立ち寄らない。
- (2) 交通事故や暴力・脅迫などから身を守ることに留意する。万一事故が発生したときは、状況に応じて警察に電話をするか、所轄の警察署に届け出をし、H R担任に連絡をする。
- (3) アルバイトは学業に支障をきたす場合が多い。やむを得ず行う場合は保護者の承諾を得た上で「アルバイト届」をH R担任に提出する。
- (4) 宿泊をとまなう旅行、登山、キャンプなどを行う場合は、保護者の承諾を得て、少なくとも7日前に「旅行届」をH R担任に提出する。
- (5) 登下校以外でも、制服（指定体育着含む）を着用した状態での原動機付自転車・自動二輪車・自動車の乗車は認めない。（制服着用時は学校生活中と判断する）帰宅後や休祝日・長期休業中に私服で原動機付自転車・自動二輪車・自動車の乗車し正門、裏門、外周道路まで来た場合も登校とみなす。

5 頭髪・服装について

(1) 登下校には本校指定の制服を着用する。

男子	ブレザー・シャツ	女子	ブレザー・シャツ
	スラックス		スカートまたはスラックス
	ネクタイ		リボンまたはネクタイ

(2) シャツの色は、本校指定の「水色」または「白」を指定色とする。

(3) ベスト・セーター・カーディガンなどは必ずブレザーの下に着用し、色は無地・単色・華美でないもので、ワンポイントのみとする。

(4) 6月1日から9月30日までは夏期服装期間とし、ブレザー、ネクタイ・リボンは着用しなくても良い。また夏服時のシャツとして、白無地のポロシャツ（ワンポイントのみ可）や「白」の開襟・丸襟・ボタンドウンの半袖シャツの使用は許可する。（前後1ヶ月は、移行期間とし、夏服・冬服いずれでも良い）

(5) 身体的な理由などにより、やむを得ず異装によって登校する場合は、必ず「異装届」を提出し許可を得る。

(6) 頭髪は常に清潔で高校生らしいものとする。絶対に染髪、脱色などはしない。違反した場合、指導対象となる。

(7) スカートの下にジャージをはいての登下校は不可。但し、校内では防寒対策として本校指定のもののみ着用可。

自転車通学では防寒対策として雨具の着用可（ジャージ不可）

(8) 式典及び集会においては、正しく制服を着用する。（パーカー不可、ブレザー・ネクタイ・リボン必須）

6 警告カードによる指導について

「授業中の携帯電話の使用」など、学校生活におけるマナー、ルール違反については警告カードによる指導を行う。

警告カードの累積回数によって指導内容が異なる。

7 その他

ノンアルコール飲料の摂取など、高校生の所持、使用等には問題があると判断される場合は特別指導の対象となる。